

支援金詳細

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来しているみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。

| | |
|----------|---|
| 地域 | |
| 支援の種類 | 融資 |
| 利用目的 | 融資・貸付 |
| 対象 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を受けた方 |
| 公募期間 | ~ |
| 上限金額・助成金 | 【融資限度額（別枠）】中小事業6億円、国民事業8,000万円 |
| 給付要件 | 最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方等 |
| その他 | 【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る） 【既往債務の借換】公庫の既往債務の借換も可 【担保】無担保 【貸付期間】設備20年以内、運転20年以内 【うち据置期間】5年以内 |
| 問合せ先 | 日本公庫 事業資金相談ダイヤル 電話：0120-154-505 |
| URL | https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html |